

風力発電施設の災害防止に対する適切な行政指導
を求める意見書

平成23年9月20日の大雨により、南あわじ市阿那賀丸山地区内にある風力発電施設（所有者C E F南あわじウィンドファーム㈱）から大量の土砂が流出しました。それにより、約460m下の民家、加工場を直撃し、県道を越えて約600m離れている海岸を土砂が埋め尽くす事態を引き起こしました。また、この事故により、地域住民から日常生活、営業活動、登下校時における土砂崩落の危惧と雨天時の避難行動を余議なくされる事への不安の声が出ております。

C E F南あわじウィンドファーム㈱においては、2次3次災害発生に対する住民の不安を解消すべくボーリング調査に取り組んでおりますが、まだ対応策の決定および実施には至っておりません。

つきましては、県におかれましては、地域住民が安心して日常生活や営業活動を送れるように施設所有者に対し、再度災害の防止対策への適切な行政指導を行うことを強く要望致します。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

平成24年3月23日

兵庫県知事 井戸敏三様

兵庫県南あわじ市議会議長 楠和廣